



30 高税務第 278 号

高知県個人情報保護制度委員会 様

高知県個人情報保護条例第 35 条第 1 項の規定に基づき、下記について諮詢します。

平成 30 年 9 月 20 日

高知県知事 尾崎 正直

記

1 個人情報の目的外提供の制限の例外に関する事項

下表を、条例第 10 条第 1 項第 7 号に該当する事項の個別事項として取り扱うことについて。

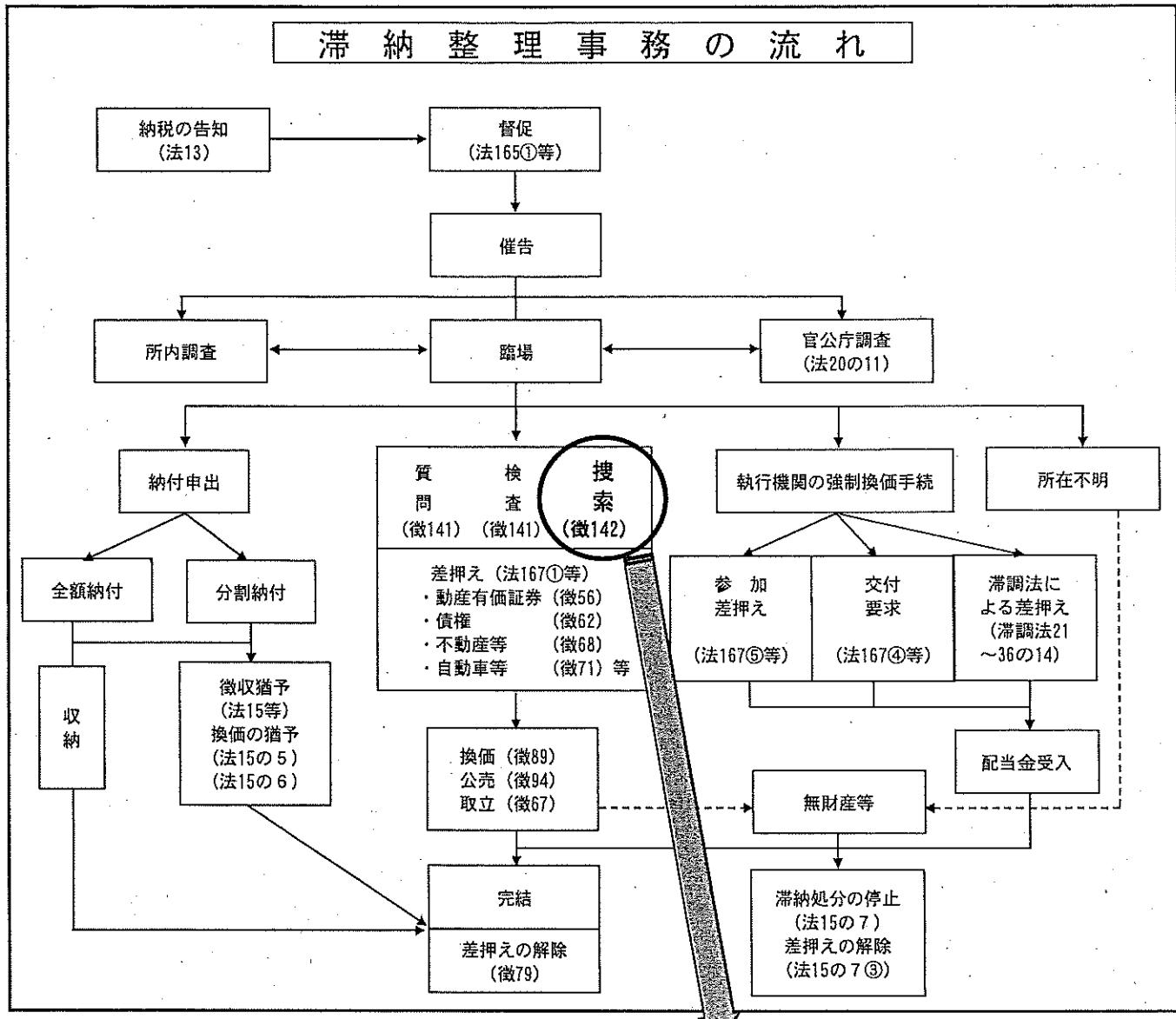
番号	担当課室	事務の名称	提供先
1	税務課	県税の賦課徴収に関する事務	報道機関 (テレビ局)

個人情報の目的外提供の制限の例外に関する調査票

(条例第 10 条第 1 項第 7 号)

平成 30 年 9 月 20 日

個人情報取扱事務を所管する組織の名称	各県税事務所
個人情報取扱事務の名称	県税の徴収に関する事務
個人情報を収集する目的及び理由	国税徴収法第 142 条に規定する滞納処分である差押え及び差押えのために必要な搜索（以下「搜索等」とする。）を実施するにあたり、家財等の破損及び財産の紛失などのトラブルを回避するため、本人の同意を得て、搜索等の様子を撮影し、画像を保存する。
個人情報を収集する根拠法令等	
目的外提供をする個人情報の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 搜索等を記録した画像（自宅外観及び内部、財産、滞納者本人及びその家族、催告書記載の未納税額等）・ 滞納者の状況（年齢、住所地、家族構成、職業、搜索に至るまでの経緯、折衝状況等）
提 供 先	報道機関（テレビ局）
目的外提供する理由又は必要性等	テレビという媒体を利用し、滞納処分とはどのようなものか、実際の映像を放映し広く一般に周知することにより、滞納の抑止をはかることを目的とし、搜索等の画像データをテレビ局の要請に基づき提供。テレビ局側で当該データを厳重なモザイク処理等を施し、個人が特定できないように加工した上で、テレビ局が制作した番組内で放映する。



【搜 索】

滞納処分により差し押さるべき財産の発見等のため、滞納者等の住居等について行う強制処分で、滞納処分のため必要があるときに行われる。

搜索の実施にあたり、現場の保全や財産の破損・紛失等、事後のトラブルを避ける等の必要から、ビデオカメラ等により撮影を行うことがある。

高知県においては、平成29年度中に29件の搜索を実施。

【報道機関への映像提供の目的】

報道を通じて、行政機関として法令等に基づき適正に執行している行政行為（搜索）の内容を伝え、滞納に対する抑止力を高めることで、滞納の未然防止につなげることを目的とする。

